

平成18年3月13日

県境再生対策室

県境不法投棄廃棄物の処理に係る八戸セメント（株）の調査結果について

このことについて、下記のとおりお知らせします。

記

1 事業場排水調査結果について

平成17年10月27日に同社の最終放流口2箇所（原仕排水及び発電排水）について、事業場排水調査を実施したところ、全ての項目で「排出基準値」を下回りました（別図及び別表1のとおり）。

2 ばい煙濃度測定結果について

平成17年12月13日に同社のセメント焼成炉について、ばい煙濃度測定を実施したところ、全ての項目で「排出基準値」を下回りました（別図及び別表2のとおり）。

別表 1

1 . 事業場排水調査結果

No.	項目	単位	排出基準	原仕排水	発電排水
	調査年月日			H17.10.27	H17.10.27
	採取時刻			13:35	13:44
1	pH		5.8~8.6	7.8	7.8
2	BOD	mg/l	30以下	1.3	1.3
3	SS	mg/l	40以下	7	9
4	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/l	5以下	< 1	< 1
5	六価クロム	mg/l	0.5以下	< 0.01	< 0.01

八戸セメント（株）が県及び八戸市と3者で締結している公害防止協定に基づく協定値である。

別表 2

2 . ばい煙濃度測定結果

No.	項 目	単位 1	排出 基準 2	セメント 焼成炉
測定年月日				H17.12.13
測定時間				10:50 ~ 16:20
1	ばいじん	g/m ³ N	0.08	< 0.001
2	硫黄酸化物 ³	m ³ N/h	84.723	< 1.403
3	窒素酸化物	ppm	350	288
4	鉛	mg/m ³ N	10	0.0033
5	ふっ素	mg/m ³ N	5	< 0.1
6	塩化水素	mg/m ³ N	(700)	< 3
7	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	(1)	0.0019

- 1 「m³N」とは、標準状態（0℃、1気圧）に換算した場合の1m³のガス量を表している。
- 2 硫黄酸化物については、大気汚染防止法に基づく排出基準値であり、その他の項目については、公害防止協定に基づく協定値である。ただし、塩化水素及びダイオキシン類については基準が適用されないため、同規模の廃棄物焼却施設における排出基準値を参考までに記載している。
- 3 硫黄酸化物の排出基準値は、煙突の高さや排ガス量等から計算で求められるものであり、今回の測定では硫黄酸化物は検出されず、排出基準に適合していた。

八戸セメント(株)工場平面図

